平成２３年（フ）第４４４５号
神奈川県大和市福田２丁目15―６―102
債務者　綾部　　誠
1　決定年月日時　平成23年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡山未央子
4　破産債権の届出期間　平成23年５月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年６月２日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成23年６月２日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４４４６号
神奈川県大和市福田２丁目15―６―102
債務者　綾部阿志木（旧姓高岩）
1　決定年月日時　平成23年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡山未央子
4　破産債権の届出期間　平成23年５月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年６月２日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成23年６月２日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４４４８号
東京都中野区白鷺１丁目７―24―404
債務者　石川　忠夫
1　決定年月日時　平成23年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　武田　香織
4　破産債権の届出期間　平成23年５月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年６月２日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成23年６月２日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４４４９号
東京都中野区白鷺１丁目７―24―404
債務者　石川　泰子
1　決定年月日時　平成23年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　武田　香織
4　破産債権の届出期間　平成23年５月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年６月２日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成23年６月２日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４４５１号
東京都葛飾区新小岩２丁目39―10―401
債務者　山上　晃弘
1　決定年月日時　平成23年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田原　真理
4　破産債権の届出期間　平成23年５月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年６月２日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成23年６月２日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７９号
広島市佐伯区美鈴が丘西４丁目21番１号
債務者　坂田　豊彦
1　決定年月日時　平成23年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　二國　則昭
4　破産債権の届出期間　平成23年５月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月６日午後２時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１０２号
広島市中区十日市町２丁目３番３―1005号
債務者　本田　利行
1　決定年月日時　平成23年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山田　延廣
4　破産債権の届出期間　平成23年５月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月４日午後４時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第８５号
宮崎市花ケ島町観音免952番地26
債務者　松浦　建一
1　決定年月日時　平成23年４月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　衞藤　　彰
4　破産債権の届出期間　平成23年５月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月10日午前10時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１８６２号
大阪市北区池田町１番２―1047号　ローレルハイツ北天満
債務者　湊　　弘美
1　決定年月日時　平成23年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井垣　太介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月13日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１５４号
埼玉県狭山市鵜ノ木16番20号　２―703
債務者　横川　重雄
1　決定年月日時　平成23年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中井眞一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月15日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成23年５月31日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第１５５号
埼玉県狭山市鵜ノ木16番20号　２―703
債務者　横川　昭子
1　決定年月日時　平成23年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中井眞一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月15日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成23年５月31日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第１５９号
埼玉県所沢市けやき台２丁目36番地の９
債務者　田中　弘一
1　決定年月日時　平成23年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　新井　賢治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月６日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年５月31日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第１７０号
埼玉県鶴ヶ島市富士見２丁目27番17―104号　アルカディア・エル
債務者　新福　秀三
1　決定年月日時　平成23年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　磯部　静夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月22日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成23年６月１日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第１７３３号
兵庫県伊丹市春日丘６―73、住民票上の住所　大阪府豊中市寺内２丁目２番22―403号
債務者　松浦日出丈
1　決定年月日時　平成23年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北見　　洋
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月16日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年６月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１８７２号
大阪市西成区南津守４丁目１番22―208号
債務者　中野　保雄
1　決定年月日時　平成23年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石田　大輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月16日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年６月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部